



## 01 各種手続きはお済みですか

申請期限を過ぎてからの手続きはできませんので、必ず期限内に申請してください。

### ■ 市県民税の減免

居住する家屋が一定以上の損害を受けたとき、り災証明書等により、市県民税の一部を減免します。

▶申請期限 3月31日(水)

■受付・問合せ 税務課 市民税担当  
☎41-2608 FAX41-2552

### ■ 固定資産税・都市計画税の減免

固定資産が一定以上の被害を受けたとき、り災証明書等により、固定資産税・都市計画税の一部を減免します。

▶申請期限 3月31日(水)

■受付・問合せ 税務課 固定資産税担当  
☎41-2609 FAX41-2552

### ■ 介護保険料の減免

り災証明書等により、介護保険料の一部を減免します。

▶申請期限 介護保険料 3月31日(水)

### ■ 介護サービス利用者負担の免除

早めに申請してください。

■受付・問合せ 福祉課 介護保険担当  
☎41-2683 FAX41-2662

### ■ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

り災証明書等により、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の一部を減免します。

▶申請期限 国民健康保険税 3月31日(水)  
後期高齢者医療保険料 3月26日(金)

### ■ 国民健康保険・後期高齢者医療制度の医療費(自己負担分)の免除

早めに申請してください。

■受付・問合せ 保険年金課  
国民健康保険担当 ☎41-2606 FAX41-2552  
後期高齢者医療担当 ☎41-2665 FAX41-2552

### ■ 証明書の交付手数料の免除

災害による援助などを受ける手続きに使用する場合は、次の証明書の交付手数料を免除します。交付請求の受付時に、り災証明書または被災証明書を提示し、請求用紙に使用目的を明記してください。

※コンビニ交付サービスでは、手数料は免除できません

▶申請期限 3月31日(水)

【住民票、印鑑登録証明書など】

■受付・問合せ 市民課 ☎41-2602 FAX41-2552

【所得課税証明書、納税に関する証明など】

■受付・問合せ 税務課 ☎41-2471 FAX41-2552

## 農家の皆さんへ

## 02 農業災害復旧ボランティアの申込みは2月末まで

■申込み・問合せ 大牟田市農業災害復旧ボランティアサポート協議会 ☎080-3018-6050

令和2年7月豪雨により被災した農地・農業用施設の復旧にあたり、ボランティアがお手伝いをします。ボランティアを活用するためには、2月末までの申し込みが必要です。

▶対象 令和2年7月豪雨により、被災した農地・農業用施設をお持ちの農家の方

▶申込期限 2月28日(日)  
※ボランティアの参加者は、3月31日(水)まで募集しています。



Facebook →  
大牟田市農業災害ボランティアサポート拠点





## 03 被災者生活再建支援金

■問合せ 福祉課 障害福祉担当 ☎41-2663 FAX 41-2664

令和2年7月豪雨により、住宅に著しい被害を受けた人の生活の再建のため、支援金を支給します。

▶対象世帯・支給額 ※単身世帯は、いずれも以下の額の3/4

対象世帯	支給額		
	①基礎支援金	②加算支援金（住宅の再建方法）	
全壊世帯 解体世帯 ※1	100万円	建設・購入	200万円
		補修 ※3	100万円
		賃貸 ※4	50万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃貸 ※4	50万円
中規模半壊 ※2	-	建設・購入	100万円
		補修	50万円
		賃貸 ※4	25万円

※1 解体世帯は、り災証明書が大規模半壊または半壊で、基礎を含む家屋全体を解体した世帯です。

※2 中規模半壊に該当する世帯には、12月下旬に市より案内通知を郵送しています。

※3 解体世帯の場合、加算支援金は補修での申請ができません。

※4 賃貸は、公営住宅および市の借上げ住宅を除きます。

▶申請期限

①基礎支援金：令和3年8月5日(休)まで

②加算支援金：令和5年8月7日(月)まで

## 04 福岡県被災者住宅再建支援事業

■問合せ 福祉課 障害福祉担当 ☎41-2663 FAX 41-2664

令和2年7月豪雨により、住宅に著しく被害を受けた世帯が、県内で住宅を再建（建設・購入・改修）するために金融機関等から融資を受けた場合、その利子相当額の補助を行います。

▶対象世帯 以下、①～③のいずれかに該当する人

①り災証明書で全壊、大規模半壊の判定を受けた人

②り災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した人

③り災証明書で半壊の判定を受け、中規模半壊に該当する人

▶支給額 融資の種類により算出し、上限は100万円

▶申請期限 以下、①、②のいずれか早い日まで

①住宅を再建し、その住宅に入居した日から起算して6月を経過した日まで

②令和5年8月7日(月)まで

